

平成23年(ワ)第1291号,平成24年(ワ)第441号伊方原発運転差止請求事件

原告 須藤 昭 男 外621名

被告 四国電力株式会社

被告準備書面(1)に対する意見書

2012年9月25日

松山地方裁判所民事第2部 御中

原告ら訴訟代理人

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 弁護士 | 薦 | 田 | 伸 | 夫 |
| 弁護士 | 東 |   | 俊 | 一 |
| 弁護士 | 高 | 田 | 義 | 之 |
| 弁護士 | 今 | 川 | 正 | 章 |
| 弁護士 | 中 | 川 | 創 | 太 |
| 弁護士 | 中 | 尾 | 英 | 二 |
| 弁護士 | 谷 | 脇 | 和 | 仁 |
| 弁護士 | 山 | 口 | 剛 | 史 |
| 弁護士 | 定 | 者 | 吉 | 人 |
| 弁護士 | 足 | 立 | 修 | 一 |
| 弁護士 | 端 | 野 |   | 真 |
| 弁護士 | 橋 | 本 | 貴 | 司 |

原告ら訴訟復代理人

|     |   |   |   |   |
|-----|---|---|---|---|
| 弁護士 | 山 | 本 | 尚 | 吾 |
| 弁護士 | 高 | 丸 | 雄 | 介 |

1. 被告は、その平成24年5月7日付答弁書「被告の主張」第1, 7において、「本件訴訟における主張立証責任に関する原告らの主張をそのまま認めることはできないが、被告としては、本件訴訟においても、真摯に対応していくことが大切であると認識しており、主張立証責任の有無はともかくとして、本件発電所の安全性、安全確保対策等について真摯に説明する予定である。」と述べた。
2. 原告らは、2012年8月3日付求釈明申立書において、答弁書について釈明を求め、関連資料等の提出を求めた。答弁書の記載内容は、既に色褪せた原発安全神話の上塗りに過ぎず、関連資料等が全く提出されなかったからである。
3. 原告らは、答弁書記載の通り、被告が真摯に対応して貰えるものと思っていた。ところが、被告は、平成24年9月13日付被告準備書面(1)において、原告らの求釈明の殆どに答えず、関連資料等も一切提出しなかった。答弁書と被告準備書面(1)との間隔は4カ月しかない。舌の根も乾かぬ内に、被告の態度は豹変してしまったのである。
4. 被告は、争点を明確にした上で行った方が効率的な審理に資すると考えられるとして、求釈明の殆どに答えなかった。しかし、原告らは、被告の答弁書に関し不明な点について釈明を求めているのであるから、被告は、真摯にこれに回答すべきである。その回答によって、原告らの疑問が解消されれば、争点が整理されていくことになるのであるから、被告の真摯な回答こそが争点を絞り込む上で有効なのである。被告の上記主張は、いたずらに不明点をそのまま争点として残すものに過ぎず、被告の主張とは逆に、効率的な審理を阻害する以外の何物でもない。
5. 被告は、関連資料等の提出に関し、例えば、設置許可申請書は国の原子力公開資料センター等にある、国土地理院の地図や航空写真は次のURLにあるとあって、全く提出しなかった。原告らに対し、自分で探して手に入れろと

言っているのである。被告の上記主張は、関連資料等が「膨大」であることをその理由としている。しかしながら、本件のような訴訟において、関連資料が膨大となることは不可避であって、膨大であることを理由に提出を拒否するようなことは許されない。被告の主張は、膨大だから被告は提出しない、膨大だけど欲しいのなら原告らが自分で探せというものである。これが果たして「真摯な対応」なのであろうか。原告らは、原告らの手元になく、被告の手元にある資料等の提出を求めているに過ぎない。このような被告の態度を一体どのように理解すれば良いのであろうか。

6. 被告は、伊方原発立地周辺住民の反対を押し切って3基もの原発を建設・稼働し、周辺住民に事故の危険と不安を与え続けてきた。福島第一原発事故を受けて、622名もの原告が、同じような事故が伊方原発で起きる可能性があることを指摘して本訴に及んだ。被告は、原告らの不安に真摯に対応すべきであるし、答弁書では真摯に対応すると約束していた筈である。
7. 改めて、被告に対し、原告らの求釈明申立書に対し、真摯に回答し、関連資料等を提出するよう、嚴重に求めるものである。
8. 被告が上記対応を改めない場合には、本件訴訟がいたずらに遅延するだけでなく、原告らは、被告四国電力が、我々住民の安全を託すに足る企業ではないという思いをますます深くせざるを得ない。